

公 示 送 達 書

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、下記の者にかかる次に掲げる書類を公示送達します。なお、これらの書類は宇多津町税務課が保管しており、受領権限を有する者にはいつでも交付します。

令和 8 年 7 月 2 8 日

宇多津町長 谷川 俊博 

記

送達をうけるべき者の 氏 名 (名 称)	送達すべき書類を特定するために 必 要 な 情 報	通 知 書 番 号
新日本建設 株式会社	地方税法第 371 条	6039
内田 夏海	地方税法第 371 条	2547
横関 義任	地方税法第 371 条	5980
有限会社 サンライズ	地方税法第 371 条	2837
炭井 剛	地方税法第 371 条	901

この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは上記の書類の送達があったものとみなされます。